新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく 「緊急事態宣言」発令に伴う日建連中国支部の事務局体制に関するお知らせ

2020 年 5 月 11 日 一般社団法人日本建設業連合会中国支部

今般、新型コロナウイルスによる感染者数の急速な拡大を受けて、政府対策本部が発令した「緊急事態宣言」の期間が 5 月 31 日まで延期されました。

このため、中国支部は引き続き以下の体制を構築して、事業活動を継続することといたしますので、お知らせいたします。「緊急事態宣言」は延長期限前に解除もしくは緩和される場合もあります。その場合の対応につきましては、ホームページでお知らせいたします。

1. 事業継続体制

- 1) 月曜日から金曜日の就業時間(8:45~17:15)に原則として職員1名が事業継続要員 として事務所に出勤し、主として、国土交通省など関係行政機関や会員企業等との 連絡調整業務を実施。
- 2) 本事業継続体制は、5月31日まで継続し、その後の体制は、経過後に改めて判断。
- 3) 事業継続要員以外の職員については、原則、自宅待機。

2. その他

- 1) 事業継続体制を構築している間は、事業継続要員が電話、FAXに対応いたします。 また、自宅待機中の職員への連絡も取り次ぎます。
- 2) 会員企業の皆様で、職員個々と直接連絡を取られる場合は、MAILでの連絡をお願いいたします。

【連絡先】

代表電話番号 (082-243-3017) 代表 FAX 番号(082-242-2380)

以上